

# 平成22年度 相談支援従事者研修（基礎研修／専門研修） 開催要綱

## ■目的

障がいのある方の地域移行支援や地域生活支援等の多様な相談に総合的・継続的に対応する職員を対象に、問題解決に至るまでの方法や知識及び技術、さらにケアマネジメントについての専門的な研修を実施することで、本人主体の相談支援に従事する者の養成と資質の向上を図る。

## ■実施主体

北海道（特定非営利活動法人 北海道地域ケアマネジメントネットワークに委託）

## ■受講申込み方法

区分	申込み方法	締切日
基礎研修	別紙の「受講申込書」に必要事項を記入し、下記受講申込先宛て郵送でお申込みください	平成22年6月17日（木）必着 <6月23日頃受講可否を通知>
専門研修	別紙の「受講申込書」に必要事項を記入し、過去の相談支援従事者研修・障がい者ケアマネジメント従事者研修修了証書の写し（コピー）を添付の上、下記受講申込先宛て郵送でお申込みください	平成22年8月31日（火）必着 <9月8日頃受講可否を通知>

※電話、FAXでのお申込みは、受け付けておりません

## ■受講決定通知について

- ①受講の決定については、北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課にて受講者を選考の上、北海道地域ケアマネジメントネットワークより受講可否を通知いたします。
- ②専門研修の受講決定となった方につきましては、事前に事例課題を提出していただきます。詳細については、受講決定通知と合わせてお知らせいたします。

## ■旅費・滞在費について

旅費・滞在費につきましては、各所属で負担願います。また、宿泊につきましては、各自で手配願います。

なお、各研修会場へは公共交通機関でお越しくください。

## ■修了証書の交付について

本研修の全日程を修了された方には、北海道知事名による「修了証書」を交付いたします。

※研修全日程の受講（専門研修は、事例課題の提出を含む）により研修修了とみなされます。遅刻・早退・欠席は認められません。また、中抜けは欠席とみなします。

## ■受講申込先・問い合わせ先

（受講申込先・研修に関する問い合わせ）

特定非営利活動法人 北海道地域ケアマネジメントネットワーク（通称：北海道CMネット）  
〒064-0808 札幌市中央区南8条西2丁目 アウ・クル 304A  
TEL 011-521-8551

（実施主体・相談支援専門員の要件、事業所指定に関する問い合わせ）

北海道保健福祉部福祉局 障がい者保健福祉課 地域・就労支援グループ  
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目  
TEL 011-231-4111（内線25-708）

# 基礎研修（相談支援従事者初任者研修）

## 1. ねらい

「総合的・継続的な相談支援」の基本的な理解を図り、その一手法であるケアマネジメントの一連の流れを体験する

## 2. 受講対象者

市区町村の相談支援窓口担当及び指定相談支援事業所の相談支援担当として相談支援の業務に従事する者（予定者を含む）等

＜想定する職種＞

- ・市区町村の相談支援窓口担当職員
- ・指定相談支援事業所の相談員等
- ・特別支援学校の教職員
- ・障がい者の地域生活支援に関わっている保健師、家庭児童相談員 等

※障害福祉サービス事業所のサービス管理責任者として配置予定で、『相談支援従事者研修の講義部分』を受講希望の方は、「相談支援従事者研修〔サービス管理責任者向け研修〕」を受講してください。（参考①参照）

## 3. 定員 250名（定員を超過した場合は、受講者を選考させていただきます。）

## 4. 研修日程・会場 前期（2日間）・後期（3日間）の合計5日間（5日間全ての受講が必要です）

日程	対象地区	前期日程（2日間）	後期日程（3日間）
A日程 （札幌①）	札幌市・石狩 後志・空知・胆振 日高	平成22年 7月21日（水）～ 22日（木）  札幌市／北海道経済センタービル 8階 Aホール （札幌市中央区北1条西2丁目）	平成22年 7月28日（水）～30日（金） 札幌市／かでの2. 7 （札幌市中央区大通西19丁目）
B日程	十勝・釧路・根室 （網走）		平成22年 8月 4日（水）～ 6日（金） 釧路市／釧路市総合福祉センター （釧路市旭町12番3号）
C日程	渡島・檜山 （後志・胆振）		平成22年 8月25日（水）～27日（金） 北斗市／総合文化センターかなでーる （北斗市中野通2丁目13番1号）
D日程 （札幌②）	札幌市・石狩 後志・空知・胆振 日高		平成22年 9月 8日（水）～10日（金） 札幌市／北海道大学W棟（人文・社会科学総合教育研究棟） （札幌市北区北11条西7丁目）
E日程	上川・留萌・宗谷 網走		平成22年9月29日（水）～10月1日（木） 旭川市／大雪クリスタルホール （旭川市神楽3条7丁目）

### 【後期日程の希望について】

- ・後期日程については、原則として対象地区の日程を受講いただきます。
- ・A日程とD日程については、実施主体にて日程の割り振りを行います。
- ・交通機関の利便性等により、対象地区以外の受講を希望する場合（例：網走管内の申込者がB日程を受講希望する場合や、後志・胆振管内の申込者がC日程を受講希望する場合）は、受講申込書に希望する日程とその理由を記載してください。
- ・上記以外に、特別な事情により日程の変更を希望する場合は、受講申込書に希望する日程とその理由を記載してください。

## 5. 資料代 3,500円（当日受付にて徴収いたします。）

**6. 研修プログラム（予定）**（研修時間・内容については変更となる場合があります）

《前期日程》：講義

	時間	研修科目
1日目	9:00～9:30	受付
	9:30～10:00	開講式・オリエンテーション
	10:00～17:00	講義
2日目	9:30～16:00	講義
	16:00～16:30	前期のまとめ

《後期日程》：演習

	時間	研修科目
3日目	9:00～9:30	受付
	9:30～10:00	オリエンテーション
	10:00～17:30	演習
4日目	9:30～17:30	演習
5日目	9:30～16:20	演習
	16:20～16:30	修了証書交付

**参考①：相談支援従事者研修〔サービス管理責任者向け研修〕の開催について**

障害福祉サービス事業所のサービス管理責任者の配置要件となる「相談支援従事者研修の講義部分」は、相談支援従事者研修〔サービス管理責任者向け研修〕として開催され、別途北海道より案内されます。

	定員	日程	会場
第1回	300名	平成22年10月27日（水）～ 28日（木）	札幌市ノカでる2.7 かでるホール （札幌市中央区北2条西7丁目）
第2回	200名	平成23年 2月24日（木）～ 25日（金）	札幌市ノ北海道第二水産ビル 8階会議室 （札幌市中央区北3条西7丁目）

# 専門研修（相談支援従事者現任研修）

## 1. ねらい

基礎研修を修了し、各地域で相談支援を実践する者が、その成果を持ち寄って専門研修を受講することにより、相談支援従事者としての資質の向上を目指す

## 2. 受講対象者

以下①～③のすべての要件を満たす者

- ①過去に相談支援従事者研修（基礎研修）、障害者ケアマネジメント従事者研修（新規研修・現任者研修（上級研修））を受講した者
- ②市区町村の相談支援窓口担当及び指定相談支援事業所の相談支援専門員等、現に個別ケースを担当し、ケアマネジメントを行っている者
- ③演習に際し使用する実事例として事例の要約（A4・1枚程度）、相談受付票、アセスメント票、ケア計画表（詳細は別途案内）を提出可能な者

## 3. 定員 110名（定員を超過した場合は、受講者を選考させていただきます。）

## 4. 研修日程・会場

	日 程	会 場
第1回	平成22年11月10日（水）～12日（金）	札幌市／かでの2. 7 （札幌市中央区北2条西7丁目1番地）
第2回	平成22年11月24日（水）～26日（金）	札幌市／かでの2. 7 （札幌市中央区北2条西7丁目1番地）
第3回	平成22年12月 8日（水）～10日（金）	札幌市／かでの2. 7 【予定】 （札幌市中央区北2条西7丁目1番地）

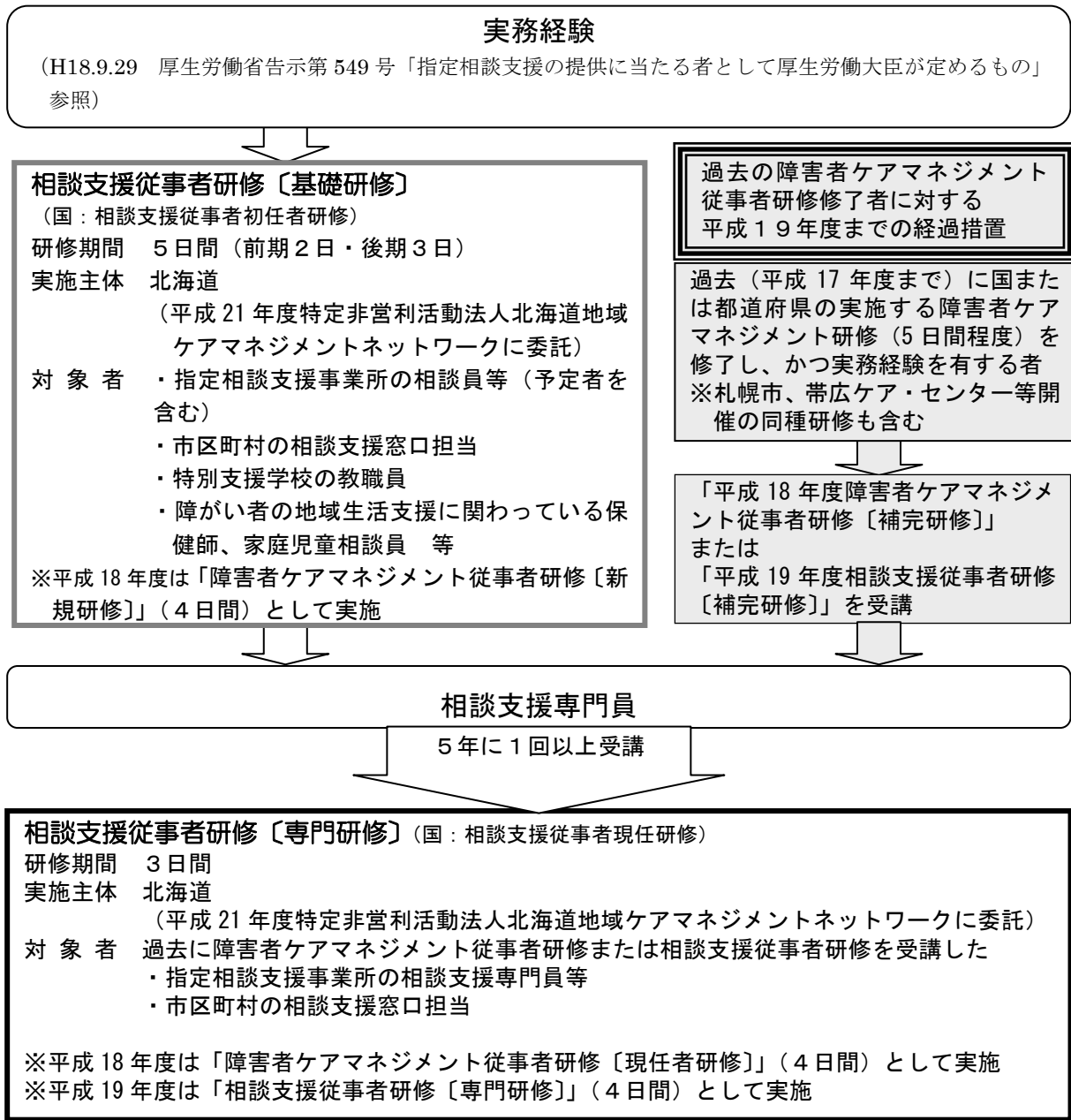
※申込み状況により開催回数・日程を決定します。

## 5. 資料代 3,500円（当日受付にて徴収いたします。）

## 6. 研修プログラム（予定）（研修時間・内容については変更となる場合があります）

	時間	研修科目
1日目	9:00～ 9:30	受付
	9:30～10:00	オリエンテーション
	10:00～17:00	講義・演習
2日目	9:30～17:00	演習
3日目	9:30～16:20	演習
	16:20～16:30	修了証書交付

**参考②：相談支援専門員の配置要件**



**参考③：相談支援専門員の実務経験要件**

(H18.9.29 厚生労働省告示第 549 号「指定相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」より)

業務	資格要件等	従事した施設等	年数
<p>(1) <b>相談支援の業務その他これに準ずる業務</b></p> <p>(身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務)</p>	<p>平成18年10月1日において現にア又はイに掲げる者が、平成18年9月30日までの間に業務従事した期間</p>	<p>(一) 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業の従事者</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>(二) 精神障害者地域生活支援センターの従業者</p>	<p>通算して3年以上</p>

業務	資格要件等	従事した施設等	年数
(2) 相談支援の業務その他これに準ずる業務	資格要件なし (ただし、(四)を除く)	(一) 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、その他これらに準ずる事業の従事者 ----- (二) 児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、知的障害者更生相談所、福祉に関する事務所、その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者 ----- (三) 障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者 ----- (四) 病院若しくは診療所の従業者又はこれに準ずる者(社会福祉主事、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得した者と認められる者、(7)に掲げる資格を有する者並びに(一)から(三)までに掲げる従事者及び従業者である期間が一年以上の者に限る。)	通算して5年以上
(3) 介護等の業務  (身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務)	・社会福祉主事 ・相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの ・保育士 ・児童指導員 ・精神障害者社会復帰指導員	(一) 障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の病室であって療養病床に係るもの、その他これらに準ずる施設の従業者 ----- (二) 障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業、その他これらに準ずる事業の従事者又はこれに準ずる者 ----- (三) 病院若しくは診療所又は薬局、訪問看護事業所、その他これらに準ずる施設の従業者	通算して5年以上
(4) 介護等の業務	上記以外の者	(3)の(一)から(三)までに掲げる者	通算して10年以上
(5) 相談支援の業務その他これに準ずる業務	資格要件なし	障害者職業センター、障害者雇用支援センター、障害者就業・生活支援センター	通算して5年以上
(6) 障害のある児童及び生徒の就学相談、教育相談及び進路相談の業務	資格要件なし	特別支援学校その他これらに準ずる機関	通算して5年以上
(7) 右記の資格に基づき、当該資格に係る業務	医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士		通算して5年以上、かつ、(2)から(6)までの期間が通算して3年以上